

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年5月1日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区バースデーサポート事業に係る業務委託（概算契約）

#### (2) 業務内容

子育て支援等の情報提供及びアンケート案内の発送、アンケート回答内容の対応、「育児パッケージ（デジタルギフト）（第1子1万円分、第2子2万円分、第3子以降3万円分）」の発送・管理業務のほか、区民からの電話やインターネット等を通じた問い合わせ対応等の業務・運営を行う。なお、本業務委託は、今後東京都の制度変更や公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合があります。業務概要は以下の通り。

##### ① アンケートの案内発送、内容物の印刷

###### ア デザイン・印刷・再発行

- ・ 送付用封筒
- ・ 事業案内文
- ・ アンケート案内文
- ・ 印刷データ調整
- ・ 外字印刷対応
- ・ 要配慮対応（DV・障害者・外国人対応等）

###### イ 封入・封緘

- ・ 引抜き対応

###### ウ 発送

##### ② アンケートフォームの構築・回答内容対応業務

###### ア 構築

- ・ 申込情報や回答状況の変更、確認機能
- ・ ログイン制御機能
- ・ 進捗状況確認機能
- ・ 回答内容抽出機能、振り分けデータの出力機能

###### イ アンケート回答内容対応業務

- ・ アンケート回答内容整理
- ・ アンケート回答内容の集計、振り分け

- ・アンケート未回答者フォロー
- ・アンケート集計結果報告
- ③ 育児パッケージ（デジタルギフト）の発送、管理等
  - ・電子メールによる育児パッケージ（デジタルギフト）の発送
- ④ 問い合わせ窓口（コールセンター）の設置・運用
  - ・対応・案内（電話及び電子メールによる）
  - ・要配慮対応（DV・障害者・外国人対応等）
  - ・マネージャー及びスーパーバイザーの配置
  - ・オペレーター及びスーパーバイザーへの研修
  - ・問い合わせ内容等の日次報告

### (3) 履行期間（予定）

令和5年7月上旬～令和6年3月31日まで

※令和6年度についても、業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同事業者と随意契約を締結する。

※契約期間中であっても、東京都の制度変更により委託内容を変更する場合があります。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

## 2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新していなければならない。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

- ①業務実施計画
- ②作業の体制、全体の管理・事業運営等に関する事項
- ③印刷封入、郵送事務に関する事項
- ④アンケートフォーム、管理システム構築に関する事項
- ⑤育児パッケージ（デジタルギフト）の発送管理に関する業務
- ⑥コールセンターの運営に関する事項
- ⑦アンケート回答内容等のとりまとめ・確認に関する事項（DX等による業務効率化含む）
- ⑧個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項
- ⑨その他追加提案に関する事項
- ⑩臨機応変に対応する力（東京都、区事業の制度変更への対応・人員手配の調整等）
- ⑪委託の実績に関する事項
- ⑫価格の妥当性

#### 5 手続等

##### (1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 子ども・子育て支援担当 辻川、松崎、井関  
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎5階55番窓口  
電話：03-5432-2569 FAX：03-5432-3081  
メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

期間：令和5年5月1日（月）から令和5年5月12日（金）正午まで

場所及び方法：窓口での配付または世田谷区公式ホームページで希望者自らダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

##### (3) 参加表明書等の提出方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

##### 【提出書類】

- ① 様式1「参加表明書」
- ② 納税証明書（都道府県民税・市町村民税）
- ③ プライバシーマークの付与認定（又はISMS）に関する証憑（認定証写し等）

#### ④ 会社概要

※②は、発行から3か月以内のもので、写し不可とする。

期限：令和5年5月12日（金）正午まで（必着）

場所：「5（1）担当部課」に同じ

方法：持参または郵送（書留郵便に限る）による

#### （4）招請通知（参加資格結果通知）の発送

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

発送日：令和5年5月17日（水）（予定）

#### （5）質問の受付

期限：令和5年5月23日（火）（必着）

方法：様式3「質問書兼回答書」に記載し、招請通知に記載する担当部課のメールアドレスへ送信。

回答：回答内容を取りまとめたうえ、令和5年5月29日（月）午後5時までに電子メールですべての参加事業者あてに回答する。

#### （6）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限：令和5年6月9日（金）正午まで（必着）

なお、提出にあたっては事前に、「5（1）担当部課」へ電話にて連絡すること。

提出書類：① 提案書（原本1部及び副本5部）

※副本には、会社名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。

② 見積書（原本1部）

場所：「5（1）担当部課」に同じ

方法：直接持参のうえ、電子メール（「5（1）担当部課」に記載のメールアドレスあて）にて送付。（郵送不可）

提案内容：「世田谷区バースデーサポート事業に係る業務委託事業者選定説明書」のとおり。

## 6 その他

（1）提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。

（2）詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。

（3）契約保証金 免除

（4）契約書作成の要否 要

- (5) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (9) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口「5（1）担当部課」に同じ
- (13) 詳細は説明書による。
- (14) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (15) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (16) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (17) 電算処理の業務については「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。